

台風・緊急災害時における保育の取り扱いについて

台風接近に伴う臨時休園、暴風雨警報発令・解除に伴う登園の判断基準は下記のとおりです。

＊混乱を避け、子ども達の安全を守る為に保護者のご理解とご協力をお願いします。

①本島南部地域に暴風雨警報が出された場合

＊臨時休園とする。

＊すでに登園している場合は速やかに保護者の迎えをお願いし降園する。

②暴風雨警報が解除になった時間帯・食事の有無、登園・休園について

①	②	③	④
7時までの解除 ※食事提供有 (メニュー変更有)	7時～10時までの解除は 弁当持参での登園 ※食事提供無	10時～12時までの解除は 昼食を済ませてからの登園 ※食事提供無	12時以降の解除に関しては 臨時休園

※近隣小中学校の休校及び、停電の復旧が進まない場合は臨時休園となる事もあります。

- 1) 上記が基本的な考え方ですが、その時の状況(大雨洪水警報発令等)により変更になる事もあり得ますので、ご了承ください。
- 2) 暴風警報解除になっても、雨風の強い場合は安全確保の為、家庭保育をお願いします
- 3) その他緊急災害等の発生により平常保育が出来ない時は臨時措置をとることもあります。
- 4) ※園児の受け入れは、暴風雨警報解除後「1時間30分後」からです。(園児の受け入れ体制を整える為)
- 5) 緊急情報に関しては、コドモンで配信します。

但し、保育園が停電の場合は、園の電話は不通となり、コドモンの配信が出来ない事もあります。

台風が接近・上陸時は、
不要不急の外出は
避けましょう！

